



民事訴訟法(IT 化関係)等の改正に関する 要綱案の公表について

執筆者: 弁護士 神鳥 智宏
 弁護士 水田 直希

February 2022

In brief

本年 1 月 28 日、法制審議会民事訴訟法(IT 化関係)部会(以下「本部会」といいます)が「民事訴訟法(IT 化関係)等の改正に関する要綱案」(以下「本要綱案」といいます)を公表しました。¹

IT 技術の進展やコロナウイルスによる感染症の拡大といった社会経済情勢を踏まえ、書面・押印・対面の抜本的見直し²など行政のデジタル化が推進されていますが、民事訴訟の手續については、いまだオンラインでの訴え提起等が認められていないなど IT 化が重要な課題になっています。本要綱案は、こうした状況を踏まえ、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しについて検討し、民事訴訟法等改正のための要綱案として取りまとめられたものです。

今回のニュースレターでは、本要綱案の公表に至る経緯のほか、特に重要な見直しと考えられる、(1)訴状等のオンライン提出・訴訟記録の電子化、(2)口頭弁論・争点整理手續での IT 利用、(3)特別な審理手續の創設等について概説します。

In detail

1. 本要綱案公表に至る経緯

民事裁判手續の IT 化については、2004 年の民事訴訟法(以下「法」といいます)改正により、インターネットを用いた、民事訴訟に関する手續における申立てその他の申述(以下「申立て等」といいます)を最高裁判所規則で定めるところにより可能とする規定が設けられましたが(法第 132 条の 10)、訴えの提起などについては、これを認める最高裁判所規則が整備されず、オンラインでの提出ができない状況にあります。³

他方で、諸外国では、オンラインによる訴え提起、手数料の電子納付、準備書面のオンライン提出、争点整理期日のオンライン参加、さらには全てインターネット上で裁判の手續をすることができるインターネット裁判所の設立など、IT を利用した本格的な取組が進展しています。民事裁判手續においても IT 化を進め、利用者の目線に立ってその利便性を向上させることは、国の競争力確保のためにも重要な課題であるといえます。

¹ https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00119.html

² https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html

³ 支払督促手續については、2006 年にオンラインによる申立て等を可能とする督促手續オンラインシステムが導入されました。

このような状況を踏まえて、内閣官房に設置された「裁判手続等の IT 化検討会」が 2018 年 3 月 30 日に公表した「裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめ―「3 つの e」の実現に向けて―」と題する報告書⁴において、①e 提出(主張証拠のオンライン提出等)、②e 法廷(ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大等)、③e 事件管理(訴訟記録への随時オンラインアクセス等)の「3 つの e」を目指して、裁判手続の IT 化を 3 つのフェーズ(段階)に分けて進めていくこととされました(同報告書 20 頁以下)。

- ✓ 《フェーズ 1》では、法改正を要することなく現行法の下で、IT 機器の整備や試行等の環境整備により実現可能となるものについて、速やかに実現を図っていくとされています。

現在、フェーズ 1 として、電話会議に加えてウェブ会議等の IT ツールを積極的に利用したより効果的・効率的な争点整理の試行・運用が行われています。また、本年 1 月 14 日に「民事訴訟法第 132 条の 10 第 1 項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則」(令和 4 年最高裁判所規則第 1 号)⁵が制定され、本年 4 月 1 日から施行されることとなっています。これにより、現行の法第 132 条の 10 の枠組みの下、ファックスで裁判所に提出することができる書面(準備書面等)について、裁判所の事件管理システム(mints)へのオンライン提出が一部可能になるとの報道がなされています⁶。

- ✓ 《フェーズ 2》では、関係法令の改正により初めて実現可能となる新たな運用について、所要の法整備を行い、制度的実現を図っていくとされています。
- ✓ 《フェーズ 3》では、関係法令の改正とともにシステム・IT サポート等の環境整備を実施した上で、オンライン申立てへの移行等を図り、e-Filing と e-Case Management を含め、目指すべき IT 化を制度・運用の両面で実現させるとされています。

本要綱案は、フェーズ 2 及びフェーズ 3 に向けた民事訴訟法等改正のため取りまとめとして、法制審議会への諮問⁷及び中間試案等⁸を経て、公表されるに至ったものです。

2. 本要綱案の概要

本要綱案は、民事訴訟手続の IT 化として、訴状等のオンライン提出・訴訟記録の電子化を中心に、インターネットを用いてする申立て(訴え提起、準備書面の提出)等、送達、口頭弁論、当事者の申出による期間が法定されている審理の手続の特則、争点整理手続、電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べ、証人尋問、その他の証拠調べ手続(鑑定、検証等)、訴訟の終了(判決、和解)、訴訟記録の閲覧、再審・手形訴訟、簡易裁判所の訴訟手続に関する特則、費用額確定処分申立ての期限、書記官事務の見直し、被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度などについて、改正の要綱を取りまとめています。

以下では、本要綱案「第 1 部 民事訴訟法の見直し」のうち、特に重要と思われる(1)訴状等のオンライン提出・訴訟記録の電子化(本要綱案第 1 部第 1、第 2、第 9 及び第 10 関係。以下本要綱案の該当箇所についてはたんに「第 1」などといいます)、(2)口頭弁論・争点整理手続での IT 利用(第 3 及び第 5 関係)、(3)特別な審理手続の創設(第 4 関係)について、概説します。

(1) 訴状等のオンライン提出・訴訟記録の電子化

本要綱案は、申立て等について、法第 132 条の 10 を要旨以下のとおり改め、訴状や準備書面等をオンラインで提出することができることとしています。

⁴ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>

⁵ 官報第 654 号 2 頁掲載

⁶ NHK NEWS WEB, 2022 年 2 月 14 日閲覧(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220211/k10013478841000.html>)

⁷ 2020 年 2 月 21 日 法制審議会第 186 回会議 諮問第 111 号(<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500036.html>)

⁸ 2021 年 2 月 19 日 本部会「民事訴訟法(IT 化関係)等の改正に関する中間試案」(以下「中間試案」といいます)の取りまとめ(https://www.moj.go.jp/shingi1/minji07_00178.html)

⁹ 2021 年 7 月 30 日 本部会「民事訴訟において被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度についての「民事訴訟法(IT 化関係)等の改正に関する追加試案」の取りまとめ」(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00272.html)

- ✓ 申立て等のうち、書面等をもってするものとされているものであって、裁判所に対してするものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(以下「事件管理システム」といいます)を使用して、当該書面等に記載すべき事項を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下「ファイル」といいます)に記録する方法により行うことができる。(第1の1(1))¹⁰
- ✓ 事件管理システムを使用する申立て等は、ファイルに記録された時に、裁判所に到達したものとみなす。(同(3))
- ✓ 事件管理システムを使用する申立て等がされたときは、送達は、ファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送達によってする。(同(5))

インターネットを用いてする申立て等をどの範囲で義務化するかについては議論がありました¹¹、本要綱案では、事件について委任を受けた訴訟代理人及び国・地方自治体の指定代理人については、インターネットを用いた申立て等が義務付けられる¹²(書面等での申立て等はできない)こととなっており(第1の3(1))、弁護士の行う訴訟実務に大きく影響を与えるものです。

また、訴訟記録の電子化として、書面等により申立て等が行われた場合でも、当該書面等に記載された事項は原則として裁判所書記官によってファイルに記録され(第1の2)、判決書や和解調書についても電子化されることとなります(第9の1及び2(3)、(4))。電磁的訴訟記録については、最高裁判所規則において、(1)何人も、裁判所設置端末を用いた閲覧を請求することができ、(2)当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができ、(3)当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるという内容の規律が設けられます(第10の1(注))。

電磁的記録の送達については、従前どおり、ファイルに記録された送達すべき電磁的記録を出力した書面の郵送等による送達(第2の1(1))のほか、受送達者がメールアドレス等の連絡先を裁判所に届けている場合には、裁判所から受送達者に通知を発生し、受送達者が事件管理システムでファイルを開覧する、あるいはファイルに記録をすることで送達の効力¹³が生じるシステム送達の制度が設けられ(同(2))、訴訟代理人については、当該連絡先の届出が義務付けられる(第1の3(2)ア)こととなります。なお、訴状の送達については、自ら訴えを提起する原告と異なり、被告については、訴状の送達を受けて初めて訴えの存在を認識し、訴状の送達後に初めてメールアドレス等の連絡先を届け出るのが通常と考えられ、出力書面による送達によらざるを得ないことが想定されるため、訴え提起時におけるシステム送達の特則として、送達を受けるべき者が自ら届け出た通知アドレスに対してではなく、原告の提出した被告のメールアドレス等に対して通知する方法によりシステム送達を行う旨の規律を設けることの可否についても議論がされましたが、原告等による成りすましの危険があることなどから見送られ、実務上の運用の工夫に委ねられることになりました¹⁴。

(2) 口頭弁論・争点整理手続での IT 利用

現在の法は、口頭弁論の期日における手続について電話会議やウェブ会議等によることを認めていませんが、本要綱案は、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、電話会議やウェブ会議等の方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができることとしています。(第3の1(1))

¹⁰ ファイル形式及びファイル容量については、技術の進展に応じて最高裁判所規則等で設けるものとされており(第1の注1)、中間試案では、ワードファイルやPDFなどの解読方法が標準化されているものが想定されています。(中間試案第1の2(1))

¹¹ 中間試案第1の1

¹² ただし、裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、事件管理システムを使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、適用されません(第1の3(3))。

¹³ 受送達者が通知を受けたにもかかわらずファイルをいつまでも閲覧・記録しない場合に送達の効力が生じないことは不相当であるため、通知が発せられた日から1週間を経過した時には、送達の効力が生じるとされています(第2の1(2)エ(ウ))。

¹⁴ 民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案の補足説明(<https://www.moj.go.jp/content/001342958.pdf>) (以下「中間試案補足説明」といいます)28頁以下

また、弁論準備手続における電話会議等については、現状、①「当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」が要件となっており、また、②当事者のうち一方は出頭する必要がありますが(法第 170 条 3 項)、本要綱案は、①要件を「相当と認めるとき」に改め(遠隔地居住の文言を削除)、②当事者双方とも出席することを要しない、こととしています。(第 5 の 1(2))

さらに、書面による準備手続については、上記の弁論準備手続における電話会議等と同様、裁判所が「相当と認めるとき」に付すことができるものとし、受命裁判官による準備手続の実施のほか、必要があると認めるときは、電話会議等で争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について当事者と協議をすることができることとしています。(第 5 の 2)

(3) 特別な審理手続の創設

民事裁判手続の IT 化によるウェブ会議等による口頭弁論の期日の実施や訴訟記録の電子化及び事件管理システムの導入によって、現実の出頭を要しない争点整理手続の普及による極めて柔軟で機動的な期日の指定やその運営、当事者及び裁判官相互のより緊密で即応性の高い口頭議論・争点整理手続が実現されます。このような IT ツールの特性を十分に活用することを前提として、当事者が望む場合には、終局までの期間を見通すことのできる訴訟手続(IT 時代の新たな審理モデル)を法定することにより、充実した計画的な争点等の整理、争点中心の集中審理による公正かつ適正な裁判手続を確保しつつ、終局までの期間についての当事者の予測可能性及び迅速性を高めることが考えられます¹⁵。

そこで、本要綱案においては、要旨、以下の内容の特別な審理手続(以下「法定審理期間訴訟手続」¹⁶といいます)が創設されることとなっています。(第 4)

- ✓ 当事者は、裁判所に対し(1)消費者契約に関する訴え、(2)個別労働関係民事紛争に関する訴えを除き、法定審理期間訴訟手続による審理を申し出ることができる。(第 4 の 1)
- ✓ 当事者の双方が申出をした場合及び当事者の一方が申出をした場合で相手方が同意した場合には、裁判所は、事案の性質、訴訟追行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるときを除き、訴訟を法定審理期間訴訟手続で審理及び裁判をする旨の決定(以下たんに「決定」といいます)をしなければならない。(第 4 の 2)
- ✓ 当事者の申出又は同意は、口頭弁論又は弁論準備手続の期日で行う場合を除き、書面で行うなければならない。(第 4 の 3)
- ✓ 訴訟が法定審理期間訴訟手続による手続に移行したときは、通常の手続のために既に指定した期日は、この手続のために指定したもののみならず。(第 4 の 4)
- ✓ 決定があったときは、裁判長は、2 週間以内に期日(以下「初回期日」といいます)を指定しなければならない。裁判長は、初回期日において、初回期日から 6 月以内の間に口頭弁論を終結する期日を指定するとともに、口頭弁論を終結する期日から 1 月以内の間に判決言渡しをする期日を指定しなければならない。(第 4 の 5 及び 6)
- ✓ 当事者は、初回期日から 5 月(裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間)以内に、攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。(第 4 の 7)
- ✓ 証拠調べは、初回期日から 6 月(裁判所が当事者双方の意見を聴いてこれより短い期間を定めた場合には、その期間)以内にしなければならない。(第 4 の 8)
- ✓ 裁判所は、攻撃防御方法の提出期間が満了するまでに、当事者双方との間で、争点及び証拠の

¹⁵ 中間試案補足説明 47 頁。中間試案補足説明では、第一審民事通常訴訟事件の事件数が減少傾向にある要因として様々なものが考えられ得るが、その要因の一つとして、現在の民事裁判が社会の求めるスピードや効率性にそぐわなくなっていることや、事前に民事裁判の終局までの期間を予測することができないことがあるのではないかと指摘があることを踏まえ、現在の民事裁判において、その利用を躊躇する要因の一つがこのような点にあるのだとすると、終局までの期間を一定の期間とし、かつ、終局までの期間の予測可能性を高めることによって、国民が民事裁判を利用しやすくなるとも考えられるとしています。

¹⁶ 本国会資料 30「民事訴訟法(IT 化関係)等の改正に関する要綱案(案)2(補足説明付き)」
(<https://www.moj.go.jp/content/001361991.pdf>) (以下「要綱案 2 補足説明」といいます)3 頁での呼称

整理の結果に基づいて、法定審理期間訴訟手続による手続の判決において判断すべき事項を確認するものとする。(第4の9)

- ✓ 期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができない。(第4の10)
- ✓ 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判する。(第4の11)
 - (1) 当事者の双方又は一方が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申出をしたとき。
 - (2) 提出された攻撃又は防御の方法及び審理の現状に照らして法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき。
- ✓ 法定審理期間訴訟手続による手続の電子判決書に事実を記録するには、請求の趣旨及び原因並びにその他の攻撃又は防御方法の要点を記録するものし、理由を記録するには、当事者双方との間で確認した事項に係る判断の内容を記録するものとする。(第4の14)
- ✓ 法定審理期間訴訟手続第4の規律による手続の終局判決に対しては、控訴をすることができない。ただし、訴えを却下した判決に対しては、この限りでない。(第4の15)
- ✓ 法定審理期間訴訟手続による手続の終局判決に対しては、訴えを却下した判決を除き、電子判決書の送達を受けた日から2週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。(第4の16)
- ✓ 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。(第4の18)

この規律の対象となる典型的な事案としては、例えば、当事者間において事実関係に争いが無いが契約条項の解釈や法適用について争いがある事案や、当事者間において訴訟前の交渉がされていることによって事実関係の争いが絞られているような事案が念頭に置かれています¹⁷。

3. その他

本要綱案は、民事訴訟手続自体の見直しのほか、民事訴訟費用等に関し、手数料の電子納付への一本化、郵便費用の手数料への一本化、過納手数料還付等の裁判所書記官の権限化、被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度として、民事執行法、人事訴訟法及び家事事件手続法の改正について取りまとめています(本要綱案第2部及び第3部)。

The takeaway

以上のとおり、民事訴訟手続のIT化では、訴状等のオンライン提出など、これまでの裁判実務が大きく変わる可能性があり、また、新たに創設される法定審理期間訴訟手続については、その利用のし易さなど未知数な点があるため、利用者にとってどのような影響を与えることになるか、今後もその動向を注視していく必要があります。

¹⁷ 要綱案2 補足説明6頁

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 3,700 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

パートナー

神鳥 智宏

弁護士

水田 直希

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2022 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.